

平成25年 富士見市生産緑地地区変更概要書

概要図	生産緑地地区番号 (所在)	変更前 面積(ha)	変更後 面積(ha)	変更理由
1	第 32号生産緑地 (水子字京塚)	0.29	0.27	農業従事者の死亡により、相続人から市へ買取申請が提出されたため (生産緑地法第10条の規定に基づく。)
2	第 46号生産緑地 (針ヶ谷2丁目)	0.13	0	
3	第 52号生産緑地 (山室2丁目)	1.49	1.34	
3	第 58号生産緑地 (諏訪1丁目)	0.21	0.12	
4	第 63号生産緑地 (諏訪2丁目)	1.15	1.10	
5	第 92号生産緑地 (羽沢1丁目)	1.00	0.61	
6	第 168号生産緑地 (関沢3丁目)	0.76	0.60	
7	第 173号生産緑地 (関沢3丁目)	0.06	0	
8	第 186号生産緑地 (東みずほ台2丁目)	0.10	0	
9	第 202-1号生産緑地 (ふじみ野東3丁目)	0.30	0.24	
10	第 204号生産緑地 (ふじみ野東2丁目)	0.10	0	
10	第 207号生産緑地 (ふじみ野東2丁目)	0.36	0.21	
11	第 253号生産緑地 (水子字東台)	0.15	0	
12	第 235号生産緑地 (水子字観音前)	2.25	2.27	確定測量により、指定時の面積と差異が生じたため。
13	第 20-1号生産緑地 (水子字寺永久保, 寺前)	3.59	3.58	道路採納による変更。
14	第 241号生産緑地 (水子字神明)	0.37	0.36	